総 務 委 員 会

日　　時 （令和８年）		７月８日～７月10日（３日間）
調 査 都 市		宮 崎 県 鹿児島市 福 岡 市
視察参加者	委 員 長	おんむら健太郎
	副委員長	山　田　一　郎
	委　　員	細　川　正　人 村　松　叶　啓 藤　田　稔　人 小　野　正　美 篠　原　すみれ 福　田　浩太郎 太　田　秀　子 坂　元みちたか 米　倉　みな子
	随行書記	冨　樫　文　哉 遠　藤　桃　香
調 査 項 目		１　宮崎県防災庁舎について ２　かごしま環境未来館について ３　職員の働き方改革に向けた取組の推進について ４　夜間のごみ収集について

宮崎県

＜宮崎県防災庁舎について＞

１　開庁に至るまでの経緯について

(1) 整備前の主な課題（庁舎の耐震不足と分散化）



宮崎県は、南海トラフ巨大地震の発生に伴い極めて甚大な人的・物的被害が想定されている。しかし、かつての宮崎県庁舎群は本館、附属棟、１～10号館までの全12棟に分散しており、狭隘化が進んでいた。

この分散化と狭隘化により、災害応急対策を行う際、県災害対策本部の「総合対策部」と各部局の「部局対策室」との迅速な情報共有や緊密な連携が物理的に図りにくいという課題があった。

また、電力・受変電設備等の耐震性も著しく不足しており、災害発生時の電力途絶や、関係機関が一堂に会して救助応急活動を展開するためのスペースが不足していた。県民の生命と財産を守る災害応急対策の司令塔を確保すべく、新しい防災拠点庁舎の早期整備を進めることとなった。

(2) 完成までの整備プロセスとロードマップ

年月	整備事業の主な取組と経緯
平成23年３月	東日本大震災の発生。これを受け、防災拠点のあり方検討を本格化
平成23年７月	県庁内に「防災拠点としての県庁舎のあり方検討委員会」を設置、必要性の検証開始
平成24年１月	外部有識者を交えた「防災拠点施設整備調査検討委員会」を設置。計７回にわたる専門的検討
平成25年12月	専門委員会の提言を踏まえ、「防災拠点庁舎整備基本方針」を策定
平成26年12月	庁内専門部署として「整備室」を設置。住民意見のパブリックコメントを経て「基本構想」を策定
平成27年～29年	公募型プロポーザルによる基本設計（H28.１）および実施設計（H29.３）のとりまとめ
平成29年６月	隣接する歴史的建造物「県庁５号館」の移転（曳家・復元改修）工事の契約締結
平成29年12月	防災拠点庁舎建設工事（建築主体、電気、空調、管工事）の契約を完了。平成30年１月に起工式
令和２年８月	宮崎県防災庁舎が落成（供用開始）。落成セレモニーを挙行し、防災活動を本格稼働

２　施設の概要・特徴について

(1) 建物の概要

【延床面積】25,155 ㎡（防災庁舎：24,406 ㎡、5号館：749 ㎡）

【構造・規模】鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、地上10階・地下1階建て、免震構造

【建設事業費】123億円（県庁５号館曳家・外構工事を含む）

【主要配置部署】危機管理局、福祉保健部、県土整備部、病院局等

宮崎県

（2）災害対応に特化した4つの主要設計・設備

機能区分	具体的な設備・仕様	実用効果と災害時の役割
耐震・耐浸水構造（最高ランク）	・地下免震装置計53基（アイソレーター、各種ダンパー） ・1階床面1mかさ上げ、コンクリート製止水壁、防水板 ・非常用発電機等の重要機械は10階最上階に配置	大規模地震発生時でも建物へのひび割れなどの物理的損傷を防ぎ、津波や浸水に対しても浸水被害を完璧に回避。災害時でも無停止で通常業務と応急対策を維持。
広域指揮スペース（司令塔の常設化）	・3階 総合対策部室（約560㎡、約250席、24台液晶マルチディスプレイ完備） ・4階 関係機関執務室（約780㎡、290席）、政府現地対策本部 ・屋上 ヘリポート（東西24m×南北20m、最大荷重10t）	平時から災害用機器を常設し、災害対応への「初動設営時間ゼロ」を実現。自衛隊、消防、警察、海上保安庁、国の現地本部が一堂に会し、ヘリを活用した広域物資・負傷者搬送など高効率な連携が可能。
14日間自立可能なライフラインの多重化	・電力：2系統受電、最長14日間連続運転可能な非常用発電機 ・給水：敷地内深井戸＋83t雨水貯留槽、高度な浄水設備 ・排水：下水道機能停止時、7日間貯留できる地下排水槽 ・トイレ：マンホールトイレ22か所	インフラ途絶状態にあっても、2週間（排水は7日間）にわたり、自給自足で全館の通信・医療、避難所機能をフル稼働可能。マンホールトイレによる衛生管理の確保。
人・環境に優しいユニバーサル設計	・北側正面玄関：白杖（マグネット）連動型音声誘導装置 ・プレスルーム・部局対策室（2階・5階）：磁気ループシステム ・県産スギ材（CLT耐震パネル等、計32箇所）による木質化	視覚・聴覚障がい者に配慮した案内・補聴環境を整備。生産量トップクラスの地元宮崎県産スギ材を構造・内装に使用し、環境負荷低減、快適性、地元産業に寄与。





宮崎県

（3）歴史的建造物の保存と防災機能の融合

昭和元年に建設された歴史的価値の高い景観重要建造物「県庁５号館（延床面積749㎡）」は、解体するのではなく、曳家工法により移設し、創建当時の美しい外観へ復元・改修工事が施された。平時は会議室や研修室として有効活用されるほか、大規模災害時には「ＢＣＰ（業務継続計画）活動スペース」および「ＢＣＰ事務局」として機能し、新防災庁舎と一体的に運用される設計となっている。

３　今後の取組・課題等について

本館を含め老朽化した他の行政庁舎が点在しており、県民の利便性向上、業務の一層の効率化、維持管理コストの削減という観点から、これら老朽他庁舎をどのように集約していくかが大きなテーマとなっている。将来の県庁舎全体のあり方を視野に入れ、さらなる検討が進められている。

また、災害時の緊密な連携を深めるため、関係機関との合同防災訓練や各種研修を今後さらに充実・高度化し、連携体制を磨き上げることにより災害対応力を高めていく。





＜主な質疑応答＞

Ｑ：秘書広報課が防災庁舎ではなく本庁舎にあり、平時の知事会見は本庁舎で行われるようだが、災害時にはどこで会見が行われるのか。

Ａ：防災庁舎の４階と５階にスペースがあるので、災害時にはそこで会見を開くことになると思われる。

Ｑ：５階から７階に会議室があるが平時はどのくらい稼働しているのか。

Ａ：昨年度の実績にはなるが、約93パーセントの稼働率となっている。

Ｑ：実際の災害時にこの庁舎を使用して、効果を感じた機能などはあるのか。

Ａ：これまでは総合対策部室が常設ではなかったが、防災庁舎は常設のため、準備に係る時間が非常に短くなったことである。

Ｑ：建設費の123億円のうち、国の補助はどの程度はいっているのか。

Ａ：４億５千万円程度。

Ｑ：なぜ、福祉保健部や病院局が庁舎に入っているのか。

Ａ：災害時にはＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の調整が必要となるため、医療や福祉関係の部局が入っている。

Ｑ：ハード面ではなく、ソフト面で何か対策していることはあるのか。

Ａ：年３回の災害対策訓練を行っており、シナリオはブラインド型としている。

鹿児島市

＜かごしま環境未来館について＞

１　開館に至るまでの経緯について

（1）設立の背景と市民協働の原点

鹿児島市における環境学習・環境保全活動の拠点施設としての検討は、地球温暖化や廃棄物問題、生物多様性の危機といった国際的な環境意識の高まりを背景に始まった。最大の特徴は、構想段階から市民・事業者・行政の協働を掲げた点にある。

設置にあたっては、市民や学識経験者・事業者等が参画するワークショップや検討委員会が何度も開催され、どのような施設が必要か、市民が主体的に関わるにはどうすべきかについて議論した。このプロセスが、現在の市民協働による施設運営の強固な基盤となっている。

（2）整備プロセスについて

年代	整備プロセス
平成20年10月	**かごしま環境未来館 開館** 鹿児島市の環境学習および保全活動の拠点として誕生。当初は直営による運営を実施。
平成27年４月	**指定管理者制度の導入** 民間や公益法人のノウハウを活用し、より柔軟で効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営へ移行。
令和２年３月	**展示ゾーンの大規模リニューアルオープン** 開館10周年を契機に、地球温暖化や生物多様性、ＳＤＧｓなどの最新の環境課題に対応するため、体験型・デジタル技術を取り入れた展示へと全面リニューアル。

２　施設の概要・特徴について

（1）施設概要

【施設名】かごしま環境未来館
【所在地】鹿児島市城西二丁目１番５号
【敷地面積】約6,500 ㎡
【建築面積】約2,200 ㎡
【延床面積】約4,100 ㎡
【構造】鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造（地上３階建）
【総事業費】約25億円（土地取得費を除く、建物・設備および展示制作費）
【休館日】毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始（12月29日～１月３日）
【入館料】無料（※一部の有料講座や会議室使用料を除く）



鹿児島市

(2) 自然の恵みを活かした建築的特徴（エコ建築）

建物自体が環境教育の「生きた教材」として機能するよう、最先端の環境配慮型建築技術が導入されている。

- 地中熱換気システム「アースピット」： 年間を通じて温度が一定（約15～18度）に保たれる地中の特性を利用し、外気を地中パイプに通してから館内に取り入れることで、冷暖房負荷を大幅に削減している。
- 屋上緑化・壁面緑化： 夏期における建物への熱侵入を防ぎ、都市のヒートアイランド現象の緩和に貢献している。
- 太陽光発電・雨水利用： 館内で使用する電力の一部を太陽光パネルで賄い、トイレの洗浄水や植栽への散水には、ろ過した雨水を利用している。

(3) 体験型展示ゾーンの構成

令和２年のリニューアルにより、単に見るだけでなく「感じて、学び、行動につなげる」ストーリー性のある４つのゾーンで構成されている。

- ゾーン１：地球の現状を知る（可視化） 大型スクリーンやデジタル地球儀を用い、地球温暖化や生物多様性の危機の「今」を視覚的に紹介している。
- ゾーン２：鹿児島市の環境と歴史 錦江湾や桜島、豊かな自然環境と調和してきた鹿児島市の歴史や、地域特有の環境保全活動を紹介している。
- ゾーン３：ライフスタイルの変革（エコハウス） 家庭での省エネや資源循環、３Ｒの実践方法を、インタラクティブなシミュレーションを通じて擬似体験している。
- ゾーン４：共創と実践の広場 来館者が自らの「エコ宣言」を共有し、他者の取組を参考にしながら次の行動を約束するワークスペースとしている。

(4) 運営方法と市民協働の仕組み

- 指定管理者：公益財団法人かごしま環境未来財団 行政の公共性と民間の柔軟性を併せ持つ財団が運営を担うことで、迅速な意思決定と質の高いサービス提供を実現している。
- 登録パートナー制度： 地域で活動する環境団体や市民グループ約80団体が「未来館パートナー」として登録。館と連携しながら、独自のプログラムや啓発活動を館内外で展開している。

(5) 特色あるプログラム活動

- 年間約140本の主催・協働講座： 生ごみ堆肥化、自然観察会、親子向けエコ工作、さらには専門家を招いた「環境シンポジウム」まで、多世代を対象とした講座を年間を通じて実施している。
- 地域まるごと共育講座： 館内にとどまらず、地域の公民館や学校、町内会に出向いて環境出前授業を行うなど、地域コミュニティを「まるごと」巻き込む仕組みを構築している。
- 環境マルシェの開催： エシカル消費（倫理的消費）をテーマにしたマルシェ（市場）を定期開催し、地産地消の推進やプラスチックフリーのライフスタイルを楽しく提案している。

３　今後の取組・課題等について

これまでは市民・家庭向けの啓発が中心だったが、2050年ゼロカーボンシティの実現には事業者の参画が不可欠である。 今後は、企業のＳＤＧｓ活動や脱炭素経営を支援するための専門講座やコンサルティング窓口の設置など、事業者向けのプラットフォーム機能をさらに強化していく必要がある。

鹿児島市

４ 施設調査について

説明聴取の後、施設内の視察を行った。









＜主な質疑応答＞

Ｑ：来館者数の目標だけではなく、何か指標など設定していることはあるのか。

Ａ：何かしらの指標を作ってデータ的に読み取れるようにすることは難しく、課題であると感じている。今年度、市内の小学校と地域連携協力校という取組を始めたので、出前講座を行う中で、子供たちにどのような行動変容が見られるのか、まずはそういったところからデータを取りたいと考えている。

Ｑ：予算について、指定管理者ということで予算が限られていると思われるが、その中で工夫していることはあるのか。

Ａ：限られた予算の中で新たな取組や来館者数を増やすための工夫をしなければならない中、協賛金を事業者から集めて、それを活用しながら自主事業を展開している。今後も、事業者の協力を得ながら事業展開していきたい。

Ｑ：平成10年度からワークショップを開催するなど環境教育に関する取組を実施しているが、これだけ早い時期に取り組むこととした、具体的なきっかけなどはあったのか。

Ａ：国際的には平成４年地球サミットが開催され、その中でリオ宣言が採択された。また、国内では、平成５年に環境基本法が制定されるなど、環境に対して国際的にも国内的にも気運が高まってきた。そのような中で、鹿児島市において環境学習の拠点施設を設けるべきだという市長の考えがあったことによるものと考えている。

Ｑ：様々なイベントを実施しているとのことだが、どのようなジャンルが子どもに人気なのか。

Ａ：体験が出来るイベントが人気であり、川の自然観察やエコクッキングというクッキング講座などが好評である。

福岡市

＜職員の働き方改革に向けた取組の推進について＞

１　これまでの取組について



福岡市の男性職員の育児休業取得率は、令和４年９月時点で「34.7%」に留まっており、社会的な「男性は仕事、女性は育児」という固定観念からの脱却や、女性の社会進出・活躍の創出に向けた自治体主導の支援が不十分であることが大きな課題であった。

２　職員の育児休業取得に向けた取組について

市長による強力なイニシアチブのもと、「男性職員の育休取得率100%」を掲げ、各種の制度整備や応援手当の導入等を段階的に実施してきた。

- 目標の強力な発信（令和４年９月）：市長が「男性職員の育児休業取得率100%」という意欲的な目標を公式に表明し、全庁的な取組の起点となった。
- 取組の本格開始（令和４年度）： 男性職員の育休取得促進策を本格的に開始。職員への啓発リーフレットの配付に加え、遅くとも出生予定日の２か月前までに上司に報告し計画を立てる「パパ・すくすく子育て計画書」の作成を義務化した。これらの取組により、同年度の取得率は60.5%へ上昇した。
- 全庁的な意識の定着とインフラの整備（令和５年度）： 男性の育休取得に向けた全庁的な意識転換や、上司と対象職員との面談が制度として浸透。同年度の男性育休取得率は97.4%へと大幅に向上した。また、コロナ禍の経験を経て、全職員が自宅からでも職場のパソコン画面のみを閲覧・操作できる「リモートデスクトップシステム」を整備し、安全な在宅勤務のインフラを確立した。
- 政令指定都市初となる100%突破の達成（令和６年度）：取組の成果が結実し、男性の育児休業取得率が「103%」に達した。これにより、政令指定都市で初めて100%突破を達成した。
- 応援職員へのインセンティブ設計「育休応援手当」の導入（令和７年度）：育休取得に伴う周囲のメンバーの業務負担や不満を解消するため、業務をカバーした応援職員（最大４名）の勤勉手当の成績率に評価を反映する「育休応援手当」を新たに導入。これにより、ただ休むだけでなく周囲も気持ちよく送り出せる持続可能な体制へと昇華させた。

２　制度の概要・特徴について

男性育児休業100%取得を支えるパパ育休運動と応援手当 男性職員が２週間以上の育児休業を100%取得できるように、以下の重層的な支援策を実施している。

- 【パパ・すくすく子育て計画書の作成と面談】子どもが生まれる（または予定がある）男性職員は、遅くとも出生予定日の２か月前までに上司に報告し、パパ・すくすく子育て計画書を作成しなければならない。これに基づき上司と面談を実施する。
- 【取得理由の報告義務化】２週間以上の育休を取得しない場合は、男性職員および所属長は必ずその具体的な理由を人事課へ報告しなければならない。これにより仕事が理由で休めないといったケースを排除している。
- 【育休応援手当】育休は事前計画が可能であるため引き継ぎを徹底できるが、周囲のメンバーの負担をケアするため、業務をカバーした応援職員（最大４名）の勤勉手当を評価加算する「育休応援手当」を導入。これにより、引き継ぎの円滑化と休みやすい職場環境の構築を同時に実現した。

福岡市

３　今後の取組・課題等について

令和６年度の男性育休取得率は103%に達したが、２週間以下の短期取得者もまだ一定数存在する。現在の平均取得期間は約３ヶ月となっているものの、形だけの取得に留まらないよう、より実効性のある長期休業の取得をさらに働きかけ、指導を継続することが課題となっている。

事務職の長期育休取得者に対しては、年度当初の人事異動等でほぼ100%の欠員補充体制を整えられている。一方で、技術職は職員全体の絶対数が不足しているため、育休取得時の補充が十分に賄えていない。また、年度途中に突発的に生じる欠員への柔軟な人員配置の仕組みづくりが今後の課題とされている。

＜主な質疑応答＞

Ｑ：働き方改革を進める中で、職場環境に関する不平不満や「公益通報制度」の活用が減るなどの効果はあったのか。

Ａ：公益通報制度は「法令違反」を対象とするものであり、元々職場環境の不満を伝えるものではないため、直接的な影響はない。働きにくさに関する苦情などは各種寄せられているが、統計化していないため改革による増減の判断は困難であるが、残業の上限を超える職員の数や過労死ラインに達する割合は着実に減少している。

Ｑ：民間への優秀な職員（担当・係長クラス）の流出に対して、働き方改革はどの程度歯止めになっていると考えているのか。

Ａ：中途退職者は以前に比べて増えているが、民間に比べると割合は非常に低くなっている。転職市場の活発化も影響しており、働き方改革が直接どの程度影響しているかの判断は困難である。

Ｑ：子育て中の母親が在宅勤務をするようなサポートはあるのか。また、コロナ禍の臨機応変な働き方は、収束後に元に戻ったのか。

Ａ：在宅勤務制度を全職員が使えるシステムとして運用している。元々は育児や介護の職員向けに通勤時間を育児等に充てる制度だったが、コロナ禍で全職員対象に緩和し、システムを整備した上で、現在は全職員がリモートワークを利用できるようにしている。

Ｑ：男性の育休について、２週間以上取得しない場合は必ず具体的な理由を上司に伝えるとあるが、どのような理由が多いのか。

Ａ：里帰り出産で他にサポート役がいるため自身は不要という個人的な理由や、業務上の都合でこの時期までは仕事をして、その後に復帰したいといった理由が挙げられている。現在は取得率が100%を超えたため、取得できない理由を挙げる段階から、より長期の取得を促す段階へ移行している。

Ｑ：育休を取得する際、業務の引き継ぎや周囲の負担について、どのような声や対策があるのか。

Ａ：育休は事前に計画が立てられるため、スケジュールを作成し引き継ぎをしてから取得しており、大きな支障はないと考えている。また、周囲の業務カバーに対する不満を解消するため、カバーした職員の勤勉手当を加算する育休応援手当を導入している。

Ｑ：業務を応援した職員への勤勉手当加算を支給することにより、財政的な負担はどの程度か。

Ａ：育休取得中の職員のボーナスが減額分を予算の原資として応援職員への手当に充てているため、負担はない。

Ｑ：育休取得に伴う欠員補充はどの程度できているのか。

Ａ：事務職の長期取得者に対しては、年度当初であれば人事配置でほぼ補充できている。一方で、技術職は絶対数が不足しているため対応しきれず、また年度途中の突発的な欠員に対しても補填が難しい状況である。

福岡市

＜夜間のごみ収集について＞

１　これまでの取組について

明治・大正期の福岡市では、農家が肥料や飼料の確保を目的に、農作業前の早朝（６時頃）に副業として収集を行う形態が端緒であった。当時はリンゴ箱を収集容器とし、鈴つき馬車で家々を回るという、現代のパッカー車体制とは対照的な牧歌的な風景が見られた。

しかし、昭和30年代のモータリゼーションの到来により、交通渋滞が深刻化。従来の早朝収集では作業効率が著しく低下し、収集時間の長時間化が避けられなくなった。

そこで、交通量の少ない深夜帯を積極的に活用することで収集効率を最大化すべく、開始時間を段階的に前倒しした。結果として、現在の夜間収集という独自の都市インフラが戦略的に確立されるに至った。

年月	収集体制の主な取組と経緯（歴史的変遷）
明治22年	市制施行。施行以前より民間による収集が行われていた
明治24年	「福岡市掃除定則」を制定。全国に先駆け民間への請負制度を正式開始
昭和29年	清掃法施行。全国的に直営化が進む中、福岡市は一貫して民間請負を継続
昭和32年～	交通渋滞の深刻化。対策として収集時間を前倒しし、夜間シフトが段階的に開始
昭和41年５月	可燃・不燃の分別収集を全域開始。可燃ごみの「戸別収集」が定着
平成9年12月	３分別（可燃・不燃・粗大）開始。指定袋導入および全種戸別収集へ完全移行
平成12年４月	空きびん・ペットボトルの資源化収集を開始（月１回・夜間）
平成17年10月	ごみ処理有料化を導入
令和９年２月	プラスチック資源化に伴う「５分別収集」を開始予定

２　収集方法について

（1）夜間収集のメリットとデメリット対策

- メリット： 美観維持や渋滞緩和に加え、街の見守り機能である。毎夜約150台のパッカー車が市内を網羅する特性を活かし、車両に「夜間警戒中」のステッカーを貼付。福岡県警察との密接な連携のもと、動く防犯カメラとしての役割を担い、街頭犯罪の抑止に多大な寄与を果たしている。
- デメリットへの対応： 夜間の騒音問題に対しては、車両後方への集音マイク設置やバックモニターの活用により、作業員間の大声を排除する技術的対策を徹底している。

福岡市

(2) 戸別収集のメリットとデメリット対策

- メリット： 排出場所が玄関前であることから排出責任が極めて明確であり、不適正排出の抑止力となっている。また、ステーションまでの持ち出しが不要なため、高齢者や身体の不自由な市民にとってもバリアフリーな体制である。
- 運用的制約の克服： 戸別収集は物理的に走行ルートが複雑化している。このため、必然的に車両台数が増加し、コスト増およびＣＯ２排出量増という課題を抱えるが、「運転手１名＋作業員２名の３人１組体制」による超高効率作業でカバーしている。

３　今後の取組・課題等について



労働力・人手不足対策に対して、従来の紹介採用主体の募集では限界があるとの認識から、広報誌での特集、合同説明会への参画、新パンフレットの作成等、攻めの採用支援へと転換していく。

民間委託費の積算においても、夜間手当分を含めた適正な労務単価の計上を徹底し、労働市場における優位性の確保に努めていく。

＜主な質疑応答＞

Ｑ：パッカー車の火災について、暗い夜間のほうが昼間よりも火災の被害が大きくなったり、危険物の見落としが増えたりすると考えるがどうか。

Ａ：最近、リチウムイオン電池の混入による大きなパッカー車の車両火災が発生した。対策として、全てのパッカー車に「散水装置」を設置した。夜間でごみ袋の中身が見えにくいという面は確かにあるが、戸別収集で次々とゴミを投入するスピード感の中では、昼間であっても中身を一つ一つ完璧に確認するのは難しいため、夜間だから被害が特に大きいということにはなっていない。

Ｑ：なぜ福岡市では最初から可燃ゴミを戸別収集としたのか。ステーション収集へ移行する議論はこれまでなかったのか。

Ａ：明治・大正期に農家が肥料や飼料にするために、各家庭を回ってゴミを回収していたという歴史的な請負体制がルーツである。このため、制度の始まりから必然的に戸別収集としてスタートしていた。昭和41年に「燃えるゴミ」と「燃えないゴミ」の分別を開始した際、当時は大量消費時代前で「燃えないゴミ」の排出量が少なかったため、不燃ゴミはステーション収集を導入した。

しかし、ステーション収集にすると、自分の家の前ではないために「誰が出したか分からない」状態になり、不適正な排出が多発した。そのため、平成９年に新たな分別を導入するタイミングで不燃ゴミのステーション収集を廃止し、戸別収集に一本化した。

Ｑ：福岡市では紙類の定期収集を細かく分ける議論はあるのか。

Ａ：行政として、定期的な戸別収集は行っていない。地域の集団回収や市・区役所での回収ボックス設置、新聞配達ルートなどの民間回収を推奨し、そちらへ持ち込んでもらうことで資源化を進めている。

Ｑ：空き瓶・ペットボトルが月１回の収集なのは少ないという意見はあるのか。

Ａ：市民から月１回では少ないという要望は上がっている。しかし、夜間戸別収集の体制において、この収集を月２回に増やすだけで年間約10億円の追加経費を見込んでおり、費用対効果を考えると簡単に増回出来ない状況である。

Ｑ：夜間の収集作業は、いつまでに終えて車庫に戻るスケジュールか。

Ａ：車庫に戻ってくるのは概ね朝８時頃である。ゴミ処理工場への搬入自体は、朝７時頃までにはすべて終わるような稼働スケジュールをとっている。